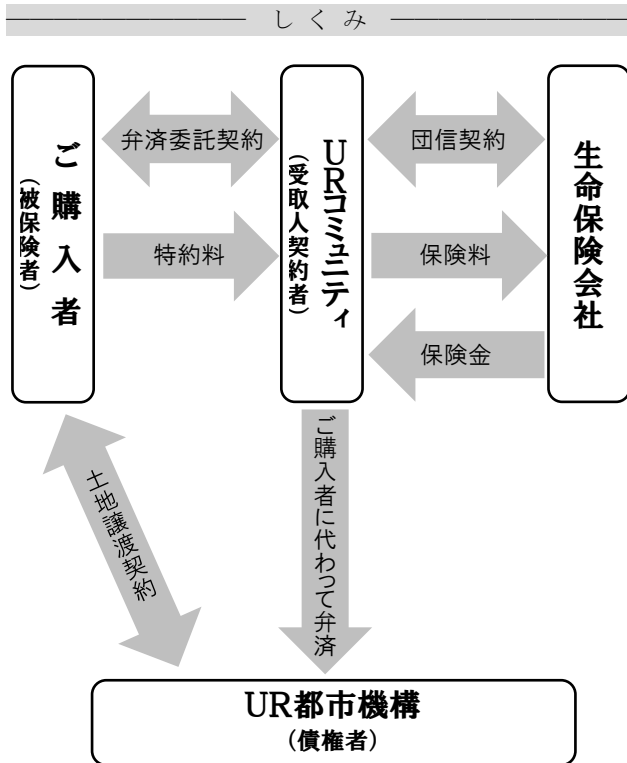


# 団体信用生命保険特約制度のご案内

この制度は、UR都市機構の分譲宅地をお求めになった方のための生命保険です。万一の場合に備えて、ぜひご加入ください。

## ●団体信用生命保険特約制度とは…

この制度は、独立行政法人都市再生機構から分譲宅地を割賦払いで購入された方が、当該債務を全額返却しないうちに死亡又は所定の高度障害といった不測の事態になられた場合に、株式会社URコミュニティが生命保険会社から受け取る保険金でUR都市機構に対する残債務を弁済することにより、購入された宅地を確保し、ご家族の生活基盤の安定を図ることを目的とするものです。



## ●わずかな負担で大きな安心

100万円で月換算おおよそ300円

お支払いいただく一期分(半年払い)の特約料は、割賦元金等の残高100万円に対しおおよそ1,800円です。割賦元金の償還が進むにつれて特約料のお支払額は、だんだん少なくなっていきます。

## ●ご加入の手続きは簡単

「申込書兼告知書」及び「債務弁済委託契約申込書」を提出し、初回分特約料をお支払いいただくだけです。原則として医師の診査は不要です。

## ●万一のとき債務は完済

ご家族にはUR都市機構に対する債務(ただし、滞納割賦金は除きます。)は残らず、購入した宅地が確保できます。

## ●75歳まで継続してご加入できます。

### この制度への加入は、購入時だけです！

この制度に加入できるのは、土地譲渡契約の締結日までとなっております。この日を超えての加入はできません。土地譲渡契約の締結日までに加入手続きを行ってください。

## ご加入できる方は

UR都市機構の分譲宅地のご購入者のうち、この制度に加入を希望され、次の要件に該当する方です。

- 1 加入申込日現在、満15歳以上満59歳以下(満60歳の誕生日の前日まで)であること。
  - 2 土地譲渡契約の締結日現在、割賦元金の残高が500万円以上あること。
  - 3 生命保険会社から加入申込みの承諾があること。
  - 4 土地譲渡契約の締結日現在、他の分譲住宅又は分譲宅地を併せた割賦元金の残高の合計が1億円を超えないこと(ただし、団体信用生命保険特約制度による代位弁済の対象となっていない分譲住宅又は分譲宅地を除きます。)
- ※共有名義の場合は、原則として、最も持分の多い譲受人がご加入になれます。ただし、該当者が上の要件の1、3もしくは4に該当しないためご加入にならなかった場合は、次順位持分の方がご加入になれます。また、同一持分の方が複数いる場合は、その中から譲受人がご指定ください。

## ご加入の手続きは

UR都市機構の契約担当窓口でお取次ぎいたします。

### 1 加入の申込み

土地譲渡契約を締結される方には、別途、詳しいパンフレット・申込書類等をお渡しいたしますので、よくお読みのうえ、お申込みください。提出書類は、「申込書兼告知書」及び「債務弁済委託契約申込書」です。

### 2 初回分特約料の払込み

初回分特約料は、「特約料払込用紙」(郵便振替用紙)により土地譲渡契約の締結日までに最寄りのゆうちょ銀行又は、郵便局の窓口でお支払いいただきます。この初回分特約料納入により、土地譲渡契約の締結日から保障が開始されます。

## ●当制度に関するお問い合わせ先●

株式会社 URコミュニティ  
(旧財団法人住宅管理協会)

フリーダイヤル

**0120-393-624**

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。  
《受付時間》9:15～12:00、13:00～17:40  
(土・日・祝日・年末年始を除く。)

本 社 団信事業課

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町2-5北沢ビル

TEL. 03-3239-3624 (直)

エリア事務課<西日本> (旧西日本支社管轄)

〒536-0025

大阪市城東区森之宮1-6-111 NLC 森の宮ビル

TEL. 06-6967-5031 (直)

※西日本支社・中部支店・九州支店は、平成27年8月31日をもって業務を終了いたしました。